

平成29年2月16日
関東信越厚生局

保険医療機関及び保険医の行政処分について

平成29年2月15日、関東信越地方社会保険医療協議会に「保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消」について諮問した結果、諮問のとおり答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分することを決定しましたのでお知らせします。

【行政処分の内容】

1. 保険医療機関の指定の取消

- (1) 名 称 内田歯科
(2) 所 在 地 東京都東村山市野口町一丁目23番地35
ハニーマンション102
(3) 開 設 者 内田 成一
(4) 指定の取消年月日 平成29年 2月17日
(5) 根拠となる法律 健康保険法（大正11年法律第70号）
第80条第1号、第2号、第3号及び第6号

2. 保険医の登録の取消

- (1) 氏 名 内田 成一
(2) 登録の取消年月日 平成29年 2月17日
(3) 根拠となる法律 健康保険法（大正11年法律第70号）
第81条第1号及び第3号

【行政処分に至った経緯】

患者から「当該保険医療機関のホームページに保険診療できないものを保険診療できる旨を掲載している。」との情報提供があり、厚生局において情報提供された内容について確認できたため、個別指導を実施したところ、保険診療できないものを保険請求していたことを認めたため個別指導を中断した。

また、患者実地調査を行ったところ、保険給付外の材料による歯冠修復及び欠損補綴を保険診療を行ったものとして診療報酬が請求されていることが確認されたことから、個別指導を中止して、平成27年7月から平成27年10月まで延べ4回の監査を実施した。

結果として「行政処分の主な理由」に記載した事実を確認した。

【行政処分の主な理由】

当該保険医療機関及び保険医の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (2) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)
- (3) 保険給付外の材料による歯冠修復及び欠損補綴を、保険材料による保険診療を行ったとして診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件 数	220件
不正請求額	5, 326, 456円

※ なお、監査で判明した以外分についても不正等請求があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとする。